

松葉町地域ふるさと協議会車いす貸出規定

(目的)

第1条 この規定は、松葉町地域ふるさと協議会（以下「協議会」という）が所有する車いすの貸出について必要な事項を定め、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、松葉町地域内に居住する者であって、次の各号のいずれかに該当する者（以下「使用者」という）又は使用者を介助する者であること。

- (1) 歩行困難な高齢者
- (2) 身体障害者
- (3) 疾病、傷害等により一時的に歩行困難な者
- (4) 前号に定めるもののほか、会長が特に必要と認めたもの

2. 車いすは、前条の対象者が日常生活において介助、通院、外出、旅行等の用途に、一時的または短時間利用する時に貸し出すこととする。

(貸出期間)

第3条 車いすの貸出期間は1回14日以内とする。延長の場合は再度申請のこととする。

(貸出手続)

第4条 車いすを借用しようとする者（以下「借受者」という）は、別途定める「車いす借用申請書」に必要事項を記入の上、協議会に提出し、許可を得なければならない。

2. 車いすの借り受け、または返却の際の運搬は、借受者または使用者の責任で行うものとする。

(弁償)

第5条 会長は、車いすの貸し出しを受けた者が車いすを紛失、破損した場合は現品または金銭をもって弁償させることができる。

(使用上の責務)

第6条 借受者または使用者は、貸出車いすによる事故等について自らの責務により処理、解決しなければならない。

第7条 この規定に定めのない事項については、会長が別に定める。